

指定廃棄物処分等有識者会議の設置について

1. 設置の趣旨

平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い発生した放射性セシウムによる廃棄物の汚染に対処するため、平成23年8月に放射性物質汚染対処特措法（以下「特措法」という。）が公布され、放射性セシウムの濃度が8,000Bq/kgを超える指定廃棄物は国が処理することとされた。

特措法の基本方針等に基づき、指定廃棄物の処理は、排出された都道府県内において行うこととされているが、指定廃棄物が多量に発生し施設において保管がひっ迫している都道府県においては、国が都道府県内に集約して必要な最終処分場等を確保することとし、これまで、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県の上5県において最終処分場候補地の選定作業を進めてきた。

最終処分場等の立地に当たっては、指定廃棄物の最終処分場の安全性や、地元住民の安心の確保に万全を期するため、これまで専門家に評価頂いた選定手順、評価項目及び評価基準に加え、最終処分場等の安全性の確保に関する考え方から選定手順に基づいて実施する詳細調査の方法、その結果の評価も含めた一連の作業について、専門家に評価して頂くことが必要と判断し、標記有識者会議を設置し、必要な検討を行うこととする。

2. 検討事項

上記を踏まえ、以下の事項について検討を行う。

- (1) 最終処分場等の安全性の確保に関する考え方
- (2) 最終処分場等の候補地の選定手順、評価項目・評価基準
- (3) 候補地の詳細調査の方法
- (4) 候補地の選定に係る調査等の結果に関する評価
- (5) その他、放射性物質に汚染された廃棄物の処理に関する事項

3. 運営方針

- ・本会議は、学識経験者から構成する。
- ・本会議に座長を置き、座長は委員の互選によって選定する。
- ・座長は、本会議の議事運営に当たる。
- ・座長に事故があるときには、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- ・本会議は、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定な者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には非公開とする。

4. 事務

本会議の事務は、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課指定廃棄物対策チームにおいて行う。